

若者を対象とした
子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査報告書

子ども・若者側からみた体罰等の問題

2019年5月10日

早稲田大学大学院
体罰調査プロジェクトチーム

代表 喜多 明人

*この研究は、公益財団法人日本生命財団より委託をうけた研究です

はじめに - 子ども・若者側からみた体罰等の問題

「先生、どうにかできませんか？」

千葉県野田市の心愛（みあ・10歳）ちゃんの訴えもむなしく、彼女が書き込んだアンケート（コピー）は虐待している父親に手渡されるなどして、今年1月に虐待死という悲惨な結末となってしまった。昨年3月の目黒区の結愛（ゆあ・5歳）ちゃんの虐待死に引き続いての事件であった。この間、子どもへの虐待の児相対応件数は、13万3700件（2017年度厚労省発表）にのぼり、急増している。

これらの子どもたちの不幸な事件に対して、再発防止の世論が後押しし、今国会で、ようやく子どもへの親・養育者による体罰禁止の法制化（2019年3月19日児童虐待防止法改正案閣議決定、3月28日東京都子供虐待防止条例成立）が進行中である。

しかし、法律で規制されたとしても、「しつけのために体罰はやむをえない」という体罰容認の意識は、6割近くにのぼっており（セイブ・ザ・チルドレン・ジャパン「体罰調査」報告2018年）、体罰・虐待の再発防止はこれからという状況といえる。

子どもに向けられた暴力（いじめ・体罰・暴言等）の問題解決には、解決主体である子ども自身がSOSを発するなど、権利侵害の救済を求めていくことが重要であると思われる。

文科省も、2019年3月19日に、文科大臣名で「児童生徒の皆さんへ」（ルビ省略）と題し、以下のように訴えている。

「先日、千葉県野田市で小学4年生の女の子が亡くなりました。・・・（中略）・・・この女の子は、勇気を出して助けを求めてくれましたが、大人達はSOSをうけ止めきれず、女の子を助けることができませんでした。私たち大人はもう二度と、このような悲しい出来事をくり返しません。学校は児童相談所や警察などしっかりと協力して、どんな事があっても、皆さんのことを最後まで守り通していきます。ですから、皆さんも安心して、学校の先生やスクールカウンセラーなど周りの大人に相談してください。・・・以下略」

では、子どもたちは、安心して相談できるのだろうか。そもそも、子どもたちは、いじめや体罰、虐待など暴力に対して、どううけとめてきたのか。子ども自身がこれらの暴力をうけることが不当であり、したがって「助けを求めていいのだ」という認識を持たない限り、SOSを発信することはありえない。

今回私たち「早稲田大学大学院・体罰調査プロジェクトチーム（構成メンバー・巻末参照）が実施した調査「若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査」（以下、本調査などと略す）は、セイブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる親・養育者側の体罰実態・意識調査とセットになる「養育される側」＝子ども・若者側の体罰実態・意識調査である。

とはいっても、現に親子関係が継続している子どもたちに直接調査することは、子どもの心情からしてもきわめて困難であるといえる。それゆえ、子ども期に最も近い存在である18歳～25歳の若者を対象として、今年1月、彼らに対して子ども期にうけたと思われる家庭における体罰等に関して実態・意識調査を行い、「子ども・若者側からみた体罰等の問題」について明らかにしていきたいと思う。

この調査結果は、子どもが安心して相談できる第三者機関のあり方や救済制度の改善にとっても有益な情報となると考える。ご活用いただければ幸いです。

2019年5月10日

早稲田大学大学院 体罰調査プロジェクトチーム

代表 喜多 明人

目次

はじめに一子ども・若者側からみた体罰等の問題	1
I 調査概要	
1. 調査の目的	5
2. 主な質問項目	5
3. 調査の実施方法	5
II. 調査結果と特徴	
1. 若者対象の子ども期の家庭における体罰等の実態を中心とした調査結果	7
(1) 回答者の属性	7
(2) 子ども期に養育者からうけた体罰等の実態	8
(3) 子ども期に体罰等をうけたという意識と実際にうけた体罰等の行為とのズレ	9
(4) 子ども期に養育者から体罰等をうけた際の感情	11
(5) 子ども・若者がしつけのために許されないと思う体罰等の形態	11
(6) 子ども期の体罰をうけた際の感情と体罰容認の意識	12
(7) 子ども・若者が将来の子育てにおける体罰等の使用することについて	14
2. 若者対象の子ども期の家庭における体罰等の意識を中心とした調査結果	15
(1) 回答者の属性	15
(2) 子ども期の暮らしぶり、安全感、愛情感について	16
(3) 子ども期に養育者から体罰等をうけた意識について	17
(4) 子ども・若者の子育てにおける体罰等の使用についての意識	17
(5) 子ども期に体罰等をうけた経験と性別について	18
(6) 子ども期の体罰等をうけた経験と体罰等の容認意識	18
(7) 体罰等の経験と子ども期の貧困感、愛情感、安全感について	19
3. 相談する意識と実態を中心とした調査結果	
—子どもは相談しているのか？誰に相談するのか？	21
(1) 回答者の属性	21
(2) 子どもは家庭における体罰等について相談しているか	21
(3) 子どもは、家庭における体罰等を誰に相談しているのか	22
(4) 相談することによる安全感、相談しないことによる安全感—相談のリスクの問題	23

Ⅲ. 子ども・若者側からみた体罰等の問題	
一調査から見えてきたもの	
1. 養育する側（おとな）に比べて、養育される側（子ども・若者）の方が、 体罰否定意識が強い	25
2. 子ども・若者への体罰否定意識をさらに高めるために	26
3. 子ども・若者の体罰容認意識を転換させるために	27
4. 幼児期、障がいなどの理由から「やむを得ない」という体罰容認意識の問題 -その克服のために	28
5. 子ども・若者の体罰否定意識の高さと「相談しない」現状との落差をどう埋 めるか	28
(1) 子どもが相談しない理由と背景	28
(2) 子どもが相談へ踏み出すための権利認識	29
(3) 子どもの「安心して相談する権利」を保障する支援システムを求めて	30
おわりに	31
■参考資料 若者の子ども期の体罰等に関する実態・意識調査 質問事項	32
■早稲田大学大学院 体罰調査プロジェクトチームの構成	34
■発行・連絡先	35

I. 調査概要

1. 調査の目的

近年、家庭において、しつけと称する親・養育者から子どもへの体罰等が問題視されている。2017年にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、20,000人の成人を対象に家庭における体罰等に関する調査を実施し、その6割が体罰等を容認する意識を持つことを明らかにした〔セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、2018〕¹。しかし体罰等の被害にあう子どもたちの視点で、家庭における体罰等に関する意識や実態を調査した大規模な研究は近年認めない。

本調査は、親・養育者からの体罰、虐待等に対して、子どもがどう感じてきたのか、それを問うことにより、子どもを保護の対象とする子ども観ではなく、問題解決の主体としての子ども観を土台として、子ども自身が相談救済機関などに安心して相談していくために求められる環境、条件の解明をめざしたい。

ただし、現に親子関係が継続している子どもたちに直接調査することは、子どもの心情からしてもきわめて困難であるといえる。それゆえ、子ども期に最も近い世代である18歳～25歳の若者に対して、子ども期の家庭における体罰等に関する実態と意識について明らかにしていくことにする。

また本調査により、親・養育者の「愛のムチ」やしつけ目的の体罰等を、子どもはどのように感じていたか、その「感情」面からの「影響」を明らかにすることで、今後の良好な親子関係の構築と安全な養育の推進を図るうえで、警鐘を鳴らせればと考える。

2. 主な質問項目（巻末資料参照）

ウェブ調査は、質問項目を主に以下の2つのレベルで構成して作成し実施した。

第一に、若者対象の子ども期の家庭における体罰の実態を中心とした質問項目である。子ども期にうけた体罰等の形態と頻度、子ども期に体罰等をうけた際の感情、体罰等をうけた際の相談の有無や相談先などが相当する。

第二に、若者対象の子ども期の家庭における体罰の意識を中心とした質問項目である。子ども期の生活環境、暮らし・貧困、安心感、愛情をうけて育ったか、子ども期に体罰等をうけたと感じるか、子育てに体罰等を使用することを容認する意識などが相当する。

3. 調査の実施方法

①調査方法 調査会社による専用調査画面を用いたウェブアンケート

②調査対象 この調査は、調査対象を以下の2つの層で設定して行った。

【調査1】 性別、年齢構成、学生かどうか、居住地域に偏りがないように抽出した18歳か

¹ セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン。(2018). 『子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書 子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して』 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 2018年2月15日発表.

ら 25 歳の男女 3,172 人

【調査 2】 調査 1 の回答者の中から、親・養育者からの体罰等の経験者と未経験者、性別、子育てにおける体罰等の使用を容認するものと否定するものなどが約半数となり、年齢構成、居住地域に偏りがないように抽出した 2,035 人。

③調査期間 2019 年 1 月 12 日から 1 月 15 日

④倫理的配慮 ウェブ調査画面の冒頭に研究目的、匿名での解答であり個人が特定されないこと、研究の参加と中止が任意であること、アンケートの提出を持って研究への同意とみなすことについての説明文を表示し、同意したのから回答を得た。

Ⅱ. 調査結果とその特徴

1. 若者対象の子ども期の家庭における体罰等の実態を中心とした調査結果

(1) 回答者の属性

調査1の回答者の中から、養育者からの被体罰等の経験に偏りがでないように、被体罰等の経験者と未経験者、性別、学生かどうか、子育てにおける体罰等の使用を肯定するものと否定するものがほぼ半数となり、年齢構成、居住地域にも偏りがないように2,035人を抽出した。

①回答者の体罰をうけた頻度

体罰等を「日常的にうけていた」、「時々うけていた」、「1,2回うけたことがある」と答えたものを「被体罰等経験者」、体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたものを「体罰未経験者」とし、ほぼ50%ずつになるように抽出した。

表1 回答者の体罰等をうけた頻度

	日常的にうけていた	時々うけていた	1,2回うけたことがある	一度もうけたことがない	全体
人数(人)	55	359	605	1,016	2,035
割合	2.7%	17.7%	29.7%	49.9%	100%

②回答者の性別

男性が48.2%、女性が51.6%であり、ほぼ半数ずつであった。

表2 回答者の性別

	男性	女性	その他	全体
人数(人)	991	1,041	3	2,035
割合	48.2%	51.6%	0.2%	100%

③回答者の所属

学生が50.1%、学生ではないもの49.9%であり、ほぼ半数ずつであった。

表3 回答者の所属

	大学院生	大学生	短大生	専門学校生	その他の学校	学生ではない	全体
人数(人)	90	760	19	62	109	995	2,035
割合	4.4%	36.3%	1.1%	3.5%	5.2%	49.9%	100%

④回答者の子育てにおける体罰等の使用に関する意識

子育てに体罰等を「積極的に使用する」、「状況により使用する」、「それしか方法がない場合のみ使用する」と答えたものを、「体罰等の使用を容認するもの」とし、「使用すべきでない」と答えたものを「体罰等の使用を否定するもの」とし、50.0%になるように抽出した。

表 4 回答者の体罰等の容認意識

	積極的に使用する	状況により使用する	それしか方法がない場合のみ使用する	使用すべきでない	全体
人数(人)	21	317	680	1,017	2,035
割合	1.0%	15.6%	33.4%	50.0%	100%

⑤回答者の年齢構成

年齢構成は18歳から25歳であり、平均年齢は22.1歳であった。

表 5 回答者の年齢構成

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	全体
人数(人)	165	294	125	184	258	281	344	384	2,035
割合	8.1%	14.4%	6.1%	9.0%	12.7%	13.8%	16.9%	18.9%	100%

⑥回答者の居住地

居住地は、全国にわたっていた。

表 6 回答者の居住地

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全体
人数(人)	189	706	335	414	181	210	2,035
割合	9.3%	34.7%	16.5%	20.3%	8.9%	10.3%	100%

(2) 子ども期に養育者からうけた体罰等の実態

表7によると、養育者から「日常的にうけていた」体罰等の形態は、「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」が8.3%であり最も多かった。「時々うけていた」体罰等の形態は、「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」が30.6%と最も多く、次に「小突かれる、軽く頭やお尻を叩かれる」が26.4%であった。「1、2回うけたことがある」体罰等の形態は、「げんこつ、殴られる、蹴られる」が34.2%と最も多かった。「一度もうけたことがない」体罰等の形態は、「性的に嫌な

こと、性的暴力」が 94.8%、「何日も連続して身の回りの世話をされない」88.5%が他の形態より多かった。

また、回答者の若者は、「小突かれる、軽く頭やお尻を叩く」行為は 62.7%、「げんこつ、殴られる、蹴られる」行為は 60.8%、「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」行為は 60.0%が子ども期に養育者からうけた経験があった。

これらの結果は、若者が子ども期に家庭において養育者からうけた体罰等の形態として、身体的暴力より、怒鳴る、脅される、暴言といった精神的暴力の頻度が高い実態がわかる。また子ども期にうける身体的暴力では、強い力の暴力より、ソフトな暴力が親・養育者に使用されやすいことがうかがわれる結果であった。

表 7 子ども期にうけた体罰等の頻度

体罰等の形態	日常的に うけていた	時々 うけていた	1, 2回 うけたことがある	一度も うけたことがない	全体
げんこつ、なぐられる、 蹴られる行為	71 3.5%	470 23.1%	696 34.2%	798 39.2%	2,035 100%
小突かれる、頭やお尻を 軽く叩かれる行為	92 4.5%	537 26.4%	627 30.8%	779 38.3%	2,035 100%
長時間の正座、部屋に 閉じ込められる行為	35 1.7%	206 10.1%	380 18.7%	1,414 69.5%	2,035 100%
怒鳴られる、脅される、暴言を うける行為	169 8.3%	622 30.6%	431 21.2%	813 40.0%	2,035 100%
相手にされない、にらまれる、 馬鹿にされる行為	98 4.8%	272 13.4%	306 15.0%	1,359 66.8%	2,035 100%
何日も連続して身の回りのこと (食事の準備、洗濯や掃除、入 浴など)をしてもらえない行為	37 1.8%	81 4.0%	116 5.7%	1,801 88.5%	2,035 100%
性的に嫌なこと、性的暴力と いった行為	19 0.9%	30 1.5%	57 2.8%	1,929 94.8%	2,035 100%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

(3) 子ども期に体罰等をうけたという意識と実際にうけた体罰等とのズレ

子ども期に養育者から体罰等をうけていた意識と実際にうけた体罰等の行為をクロス集計すると、表 8 のとおり、「一度もうけたことがない」と答えたもののうち、「怒鳴られる、脅される、暴言をうける」行為を 18.8%が、「小突かれる、頭やお尻を軽く叩かれる」行為を 14.5%が「時々うけていた」と答えている。この結果から、怒鳴る・脅しなどの精神的暴力やソフトな身体的暴力は、若者も体罰等であると認識できていない可能性がうかがえる。

表 8 子ども期に体罰をうけていた意識と実際にうけた体罰

体罰経験	『げんこつ、殴られる、蹴られる』				『小突かれる、頭やおしりを軽く叩かれる』				『長時間正座させられる、部屋に閉じ込められる』				『怒鳴られる、脅される、暴言をうける』					
	全 体	た だ 常 的 に う け て い い	時 々 う け て い た	と 1 が 、 あ 2 回 う け た こ と	全 体	た だ 常 的 に う け て い い	時 々 う け て い た	と 1 が 、 あ 2 回 う け た こ と	全 体	た だ 常 的 に う け て い い	時 々 う け て い た	と 1 が 、 あ 2 回 う け た こ と	全 体	た だ 常 的 に う け て い い	時 々 う け て い た	と 1 が 、 あ 2 回 う け た こ と		
全 体	2,035 100.0%	71 3.5%	470 23.1%	696 34.2%	798 39.2%	92 4.5%	537 26.4%	627 30.8%	779 38.3%	2,035 100.0%	35 1.7%	206 10.1%	380 18.7%	1,414 69.5%	169 8.3%	622 30.6%	431 21.2%	813 40.0%
日常的にうけていた	55 100.0%	42 76.4%	8 14.5%	2 3.6%	3 5.5%	37 67.3%	5 9.1%	5 9.1%	8 14.5%	55 100.0%	20 36.4%	16 29.1%	7 12.7%	12 21.8%	42 76.4%	7 12.7%	3 5.5%	3 5.5%
時々うけていた	359 100.0%	23 6.4%	261 72.7%	49 13.6%	26 7.2%	38 10.6%	228 63.5%	52 14.5%	41 11.4%	359 100.0%	12 3.3%	103 28.7%	94 26.2%	150 41.8%	87 24.2%	193 53.8%	43 12.0%	36 10.0%
1、2回うけたことがある	605 100.0%	3 0.5%	110 18.2%	385 63.6%	107 17.7%	11 1.8%	158 26.1%	279 46.1%	157 26.0%	605 100.0%	2 0.3%	52 8.6%	172 28.4%	379 62.6%	29 4.8%	231 38.2%	200 33.1%	145 24.0%
一度もうけたことがない	1,016 100.0%	3 0.3%	91 9.0%	260 25.6%	662 65.2%	6 0.6%	146 14.4%	291 28.6%	573 56.4%	1,016 100.0%	1 0.1%	35 3.4%	107 10.5%	873 85.9%	11 1.1%	191 18.8%	185 18.2%	629 61.9%
体罰経験	『相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる』				『何日も連続して身の回りのことをしてもらえない』				『性的に嫌なこと、性的暴力』									
全 体	2,035 100.0%	98 4.8%	272 13.4%	306 15.0%	1,359 66.8%	37 1.8%	81 4.0%	116 5.7%	1,801 88.5%	2,035 100.0%	19 0.9%	30 1.5%	57 2.8%	1,929 94.8%	55 2.7%	39 1.9%	3 0.1%	39 1.9%
日常的にうけていた	55 100.0%	28 50.9%	12 21.8%	4 7.3%	11 20.0%	17 30.9%	8 14.5%	7 12.7%	23 41.8%	55 100.0%	12 21.8%	1 1.8%	3 5.5%	39 70.9%	55 100.0%	1 1.8%	3 5.5%	39 70.9%
時々うけていた	359 100.0%	43 12.0%	109 30.4%	74 20.6%	133 37.0%	13 3.6%	37 10.3%	43 12.0%	266 74.1%	359 100.0%	5 1.4%	17 4.7%	25 7.0%	312 86.9%	359 100.0%	5 1.4%	17 4.7%	312 86.9%
1、2回うけたことがある	605 100.0%	18 3.0%	90 14.9%	131 21.7%	366 60.5%	4 0.7%	26 4.3%	50 8.3%	525 86.8%	605 100.0%	-	11 1.8%	21 3.5%	573 94.7%	605 100.0%	11 1.8%	21 3.5%	573 94.7%
一度もうけたことがない	1,016 100.0%	9 0.9%	61 6.0%	97 9.5%	849 83.6%	3 0.3%	10 1.0%	16 1.6%	987 97.1%	1,016 100.0%	2 0.2%	1 0.1%	8 0.8%	1,005 98.9%	1,016 100.0%	2 0.2%	1 0.1%	1,005 98.9%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

(4) 子ども期に養育者から体罰等をうけた際の感情

表9によると、子ども期に体罰等をうけた際の感情は、全ての体罰等の形態で否定的感情を抱いたものが56.0%～82.0%見られた。否定的感情は、恐怖感、腹がたった、理不尽に感じたなどの感情がみられた。体罰の形態別にみると、「無視される、にらまれる」などの精神的暴力に否定的な感情を持ったものが82.0%と最も多く、同じ精神的暴力である「怒鳴られる、脅される」を12.5ポイントも上回っていた。また、「小突かれる、頭やお尻を軽く叩かれる」形態の体罰等は56.0%と否定的感情を持つものが最も少なかった。

体罰等をうけた際にもった肯定的な感情では「自分が悪いから仕方ない」と感じていたものが60.5%～86.3%と突出して多く見られたが、性的虐待のみ34.2%と他の形態より低かった。

養育者と子どもの関係性の構築という点では、体罰等の使用は、養育者にしつけなどの教育目的があっても、恐怖感、不信感といった子どもの否定的感情を生んでおり、子どもと養育者の関係に悪影響をきたしやすい結果と言える。

表9 子ども期に体罰等をうけた際の感情

Q. あなたは子ども時代、養育者からの行為（体罰等の形態）をどのように感じましたか

体罰等の形態	肯定的な感情をもった (A)	自分が悪いからしからさない	愛情を感じた	信頼感が増した	感謝している	その他の肯定的な感情	否定的な感情をもった (B)	理不尽と感じた	怖かった	不信感をもった	腹がたった	その他の否定的な感情	全体 (A+B)
げんこつ、なぐられる、蹴られる行為	401 32.4%	346 86.3%	20 5.0%	9 2.2%	24 6.0%	2 0.5%	836 67.6%	155 18.5%	351 42.0%	62 7.4%	259 31.0%	9 1.1%	1,237 100.0%
小突かれる、頭やお尻を軽く叩かれる行為	553 44.0%	442 79.9%	59 10.7%	16 2.9%	29 5.2%	7 1.3%	703 56.0%	136 19.3%	213 30.3%	63 9.0%	282 40.1%	9 1.3%	1,256 100.0%
長時間の正座、部屋に閉じ込められる行為	204 32.9%	174 85.3%	11 5.4%	5 2.5%	24 11.8%	2 1.0%	417 67.1%	104 24.9%	176 42.2%	40 9.6%	93 22.3%	4 1.0%	621 100.0%
怒鳴られる、脅される、暴言をうける行為	373 30.5%	326 87.4%	17 4.6%	12 3.2%	18 4.8%	-	849 69.5%	179 21.1%	323 38.0%	73 8.6%	264 31.1%	10 1.2%	1,222 100.0%
相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる行為	122 18.0%	86 70.5%	14 11.5%	11 9.0%	11 9.0%	-	554 82.0%	139 25.1%	88 15.9%	89 16.1%	225 40.6%	13 2.3%	676 100.0%
何日も連続して身の回りのこと(食事の準備、洗濯や掃除、入浴など)をしてもらえない行為	76 32.5%	46 60.5%	8 10.5%	13 17.1%	8 10.5%	1 1.3%	158 67.5%	57 36.1%	27 17.1%	31 19.6%	41 25.9%	2 1.3%	234 100.0%
性的に嫌なこと、性的暴力といった行為	38 35.8%	13 34.2%	8 21.1%	14 36.8%	3 7.9%	-	68 64.2%	14 20.6%	21 30.9%	17 25.0%	14 20.6%	2 2.9%	106 100.0%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

(5) 子どもがしつけのために許されないとと思う体罰等の形態

若者対象の子ども期の体罰認識に関し、表10のとおり、養育者がしつけのために子どもに行う行為として、「何日も身の回りの世話をしない行為」は64.3%、「相手にしない、にらむ、馬鹿にする行為」は57.6%が「とても許されないと」答えたものが他の形態より割合が高かつ

た。子ども・若者は、ネグレクトや子どもを無視する馬鹿にする形態の精神的暴力をしつけに使用すること否定する意識が高いと言える。

さらに、体罰の形態の違いにより、その行為を許されない行為と考える回答者*1の割合が変化するかを確認したところ、身体的暴力では、「ゲンコツで殴るなど」の強い力の暴力は70.8%が許されない行為と感じているが、「軽くおしりを叩く、小突く」などのソフトな暴力は49.6%しか許されない行為と意識していなかった。また、それらの行為を許されないと「とても思う」と答えたものは、「ゲンコツ、殴るなど」は42.5%、「小突く、軽くおしりを叩く、」は22%であり、しつけにおいてソフトな身体的暴力の使用は、若者も容認しやすい現状であると言える。

精神的暴力をみると、子どものしつけにおいて「相手にしない、馬鹿にする」といった行為は79.4%が、「怒鳴る、脅される」などの行為は50.0%が許されない行為と答えていた。この二つの行為を許されないと「とてもそう思う」と答えたものの割合を比較すると、「相手にしない、馬鹿にする」などの行為は57.6%であったが、「怒鳴る、脅される」などの行為は20.7%であった。「怒鳴る、脅す」などの行為を許されないと「とても思う」と答えたものは20.7%と全ての体罰等の形態の中で最少であり、「怒鳴る、脅す」といった行為は、しつけにおいて若者にも容認されやすい状況があるといえる。

※1：しつけのために5種類の体罰等の行為を子どもに使用することを許されない行為と思うかという質問に、「とてもそう思う」、「そう思う」と回答したもの

表 10 若者がしつけにおいて許されないとする行為

Q.あなたは、「しつけ」のため子どもに以下の行為を行うことを許されない行為と思いますか。

体罰等の形態	とてもそう思う	そう思う	そう思わない	まったく そう思わない	全体
げんこつ、なぐられる、 蹴られる行為	865	576	383	211	2,035
	42.5%	28.3%	18.8%	10.4%	100%
小突かれる、頭やおしりを 軽く叩かれる行為	447	562	769	257	2,035
	22.0%	27.6%	37.8%	12.6%	100%
怒鳴られる、脅される、暴言を うける行為	422	597	774	242	2,035
	20.7%	29.3%	38.0%	11.9%	100%
相手にされない、にらまれる、 馬鹿にされる行為	1,172	438	168	257	2,035
	57.6%	21.5%	8.3%	12.6%	100%
何日も連続して身の回りのこと をしてもらえない行為	1,309	313	140	273	2,035
	64.3%	15.4%	6.9%	13.4%	100%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

(6) 子ども期の体罰をうけた際の感情と体罰容認の意識

表 11 によれば、子ども期にうけた体罰等に肯定的感情をもったものは、養育において体

罰を「使用するべきでない」と答えたものが全体より 10 ポイント以上低く、「状況により使用する」ものが全体より 10 ポイント以上高かった。

子ども期に体罰等をうけた際に否定的感情を持ったものは、養育において体罰等を「使用するべきでない」と答えたものが 33.8%～51.7%であり、全ての体罰等の形態で肯定的感情を持ったものを上回っていた。一方、体罰等へ否定的感情を持ったと答えたものの 33.1%～38.1%が「それしか方法がない場合」には体罰等の使用を肯定していた。

表 11 体罰等をうけた際の感情と体罰容認意識

		全 体	積 極 的 に 使 用 す る	状 況 に よ り 使 用 す る	場 所 の し か 方 法 が な い	使 用 す る べ き で な い
全 体		2,035	22	245	695	1,073
		100.0%	1.1%	12.0%	34.2%	52.7%
げんこつ、殴られる、蹴られる	肯定的な感情をもった	401	7	102	174	118
		100.0%	1.7%	25.4%	43.4%	29.4%
	否定的な感情をもった	836	10	98	316	412
		100.0%	1.2%	11.7%	37.8%	49.3%
小突かれる、頭やおしりを軽く叩かれる	肯定的な感情をもった	553	9	118	220	206
		100.0%	1.6%	21.3%	39.8%	37.3%
	否定的な感情をもった	703	8	80	257	358
		100.0%	1.1%	11.4%	36.6%	50.9%
長時間正座させられる、部屋に閉じ込められる	肯定的な感情をもった	204	7	60	84	53
		100.0%	3.4%	29.4%	41.2%	26.0%
	否定的な感情をもった	417	9	62	138	208
		100.0%	2.2%	14.9%	33.1%	49.9%
怒鳴られる、脅される、暴言をうける	肯定的な感情をもった	373	14	92	153	114
		100.0%	3.8%	24.7%	41.0%	30.6%
	否定的な感情をもった	849	4	95	311	439
		100.0%	0.5%	11.2%	36.6%	51.7%
相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる	肯定的な感情をもった	122	12	37	45	28
		100.0%	9.8%	30.3%	36.9%	23.0%
	否定的な感情をもった	554	3	59	211	281
		100.0%	0.5%	10.6%	38.1%	50.7%
何日も連続して身の回りのことをしてもらえない	肯定的な感情をもった	76	10	32	21	13
		100.0%	13.2%	42.1%	27.6%	17.1%
	否定的な感情をもった	158	5	25	54	74
		100.0%	3.2%	15.8%	34.2%	46.8%
性的に嫌なこと、性的暴力	肯定的な感情をもった	38	8	19	9	2
		100.0%	21.1%	50.0%	23.7%	5.3%
	否定的な感情をもった	68	5	16	24	23
		100.0%	7.4%	23.5%	35.3%	33.8%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

(7) 若者が将来の子育てにおける体罰等の使用することについて

若者対象の調査では、表 12 のとおり、将来の子育てにおいて体罰等を「使用すべきでない」と答えたものが 52.7 % と最も多く、次に「それしか方法がない場合のみ使用する」が 34.2 % であった。子ども期に近い存在であり、養育される側に立つ若者たちは、子育てにおいて体罰等の使用を否定するものが多く、容認しているものも「それしか方法がない場合のみ使用する」という消極的体罰容認意識を持つことがうかがえる。

表 12 若者の将来の子育てにおける体罰等の使用意識

Q. あなたは、将来の自分の子育てにおいて"しつけ"のために体罰等を使用することをどう考えますか。

	積極的に使用する	状況により使用する	それしか方法がない場合のみ使用する	使用すべきでない	全体
人数(人)	22	245	695	1,073	2,035
割合	1.1%	12.0%	34.2%	52.7%	100.0%

また、性別により体罰等の容認意識に違いがあるかを確認するため、性別と養育における体罰等の容認意識についてクロス集計を行なった。表 13 では、男性 48.4%、女性 56.9% と「使用すべきでない」と答えたものが男女とも最も多く、次に「それしか方法がない場合のみ使用する」が男性 34.2%、女性 34.1% であった。また、特徴として、女性の方が男性より体罰等を「使用すべきでない」と答えたものが 8.5 ポイント高く、「状況により使用する」と答えたものは女性より男性の方が 6.9 ポイント多い結果であった。

表 13 性別と養育における体罰の容認意識

□	全 体	積 極 的 に 使 用 す る	状 況 に よ り 使 用 す る	場 所 そ れ し か 方 法 が な い 場 合 の み 使 用 す る	使 用 す る べ き で な い
全体	2,035	22	245	695	1,073
	100.0%	1.1%	12.0%	34.2%	52.7%
男性	991	18	154	339	480
	100.0%	1.8%	15.5%	34.2%	48.4%
女性	1,041	4	90	355	592
	100.0%	0.4%	8.6%	34.1%	56.9%
その他	3	-	1	1	1
	100.0%	-	33.3%	33.3%	33.3%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

2. 若者対象の子ども期の家庭における体罰等の意識を中心とした調査結果

(1) 回答者の属性

性別、年齢、居住地域に偏りがないように抽出した18歳から25歳の若者3,172人

①回答者の性別

男女がほぼ半数ずつであった。

表 14 回答者の性別

	男性	女性	その他	全体
人数(人)	1,529	1,638	5	3,172
割合	48.2%	51.6%	0.2%	100%

②回答者の年齢構成

年齢構成は18歳から25歳で、平均年齢は22.1歳であった。

表 15 回答者の年齢

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	全体
人数(人)	250	432	217	285	410	439	549	590	3,172
割合	7.9%	13.6%	6.8%	9.0%	12.9%	13.8%	17.3%	18.6%	100%

③回答者の所属

所属は学生50.1%、学生ではないものが49.9%であった。

表 16 回答者の所属

	大学院生	大学生	短大生	専門学校生	その他の学校	学生ではない	全体
人数(人)	129	1,151	34	110	165	1,583	3,172
割合	4.1%	36.3%	1.1%	3.5%	5.2%	49.9%	100%

④回答者の子ども期の生活環境

子ども期の主たる生活環境は、実親家庭が94.7%と最多であった。

表 17 回答者の生活環境

	実親家庭	親戚・祖父母の家庭	継父・継母のいる家庭	里親家庭	児童養護施設	その他	全体
人数(人)	3,004	78	25	9	8	48	3,172
割合	94.7%	2.5%	0.8%	0.3%	0.3%	1.5%	100%

⑤回答者の居住地

居住地は全国にわたっていた。

表 18 回答者の居住地

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全体
人数(人)	310	1,113	531	626	258	334	3,172
割合	9.8%	35.1%	16.7%	19.7%	8.1%	10.5%	100%

(2) 子ども期の暮らしぶり、安全感、愛情感について

①回答者の子ども期の暮らしぶり・貧困感について

子ども期に「やや裕福であった」と答えたものが 61.0%と最も多く、次に「やや貧しかった」と答えたものが 27.3%であった。(表 19)

表 19 子ども期の貧困感

Q.子ども時代(0歳から18歳)の暮らしぶりをどのように感じていましたか

	とても裕福であった	やや裕福であった	やや貧しかった	とても貧しかった	全体
人数(人)	287	1,934	866	85	3,172
割合	9.0%	61.0%	27.3%	2.7%	100.0%

②回答者の子ども期の家庭での安全感について

子ども時代の家庭での安全感を「とても感じる」と答えたものが 59.1%と最も多かった。「とても感じる」に「やや感じる」を加えると 90.3%であり、若者は子ども期の家庭での安全感を感じていたと言える。(表 20)

表 20 子ども期の家庭での安全感

Q.子ども時代(0歳から18歳)の家庭で安全に成長できたと感じますか

	とても感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	全体
人数(人)	1,871	994	227	80	3,172
割合	59.0%	31.3%	7.2%	2.5%	100.0%

③回答者の子ども期の家庭での愛情感

子ども期に家庭での愛情感を「とても感じる」と答えたものが55.3%と最も多く、「やや感じる」と答えたものを加えると88.3%であった、若者は子ども期に家庭で愛情をうけて養育されたと感じていると言える（表21）。

表 21 子ども期の家庭での愛情感

Q.子ども時代（0歳から18歳）の家庭で愛情をうけて育てられたと感じますか。

	とても感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	全体
人数(人)	1,754	1,046	292	80	3,172
割合	55.3%	33.0%	9.2%	2.5%	100.0%

(3) 子ども期に養育者から体罰等をうけた意識について

子ども期に体罰等を、「1度もうけたことがない」と答えたものが57.2%と最も多く、体罰等を「日常的にうけていた」と答えたものは2.3%と少数であった（表22）。このように若者対象の調査では、子ども期に体罰等をうけたことがない、または日常的にうけていなかったと意識しているものが多いとの結果であった。

表 22 子ども期の体罰等をうけた意識

Q.あなたは家庭で養育者から体罰等をうけたことがありますか。

	日常的にうけていた	時々うけていた	1、2回うけたことがある	1度もうけたことがない	全体
人数(人)	72	487	799	1,814	3,172
割合	2.3%	15.4%	25.2%	57.2%	100.0%

(4) 子ども・若者の子育てにおける体罰等の使用についての意識

子育てで体罰等を「使用するべきでない」と答えたものが53.7%であり、ついで「それしか方法がない場合のみ使用する」と答えたものが31.4%であった。体罰等を「積極的に使用する」と答えたものは0.9%と少数であった（表23）。

若者対象の調査では、子育てにおいて体罰等の使用を半数以上のものが否定しているが、体罰等の使用を容認するものも46.3%おり、体罰の容認意識は、「それしか方法がない場合のみ使用する」という消極的な体罰等の容認意識であると言える。

表 23 若者の子育てにおける体罰容認意識

Q. あなたは一般論として子育てで体罰等を使用することをどう考えますか。

	積極的に使用する	状況により使用する	それしか方法がない場合のみ使用する	使用するべきでない	全体
人数(人)	28	446	995	1,703	3,172
割合	0.9%	14.1%	31.4%	53.7%	100.0%

(5) 子ども期に体罰等をうけた経験と性別について

若者対象の子ども期の体罰等をうけた意識と性別とのクロス集計の結果(表 24)を見ると「一度もうけたことがない」と答えたものが男性で 56.4%、女性で 57.9%と最も多く、その差はわずか 1.5 ポイントであり性別で体罰等の経験について性別に大きな差は認めなかった。

表 24 性別と体罰等をうけていた意識のクロス集計

	全 体	日 常 的 に う け て い た	時 々 う け て い た	こ と 、 が 2 回 う け た	と 一 度 も う け た こ と が な い
全 体	3,172	72	487	799	1,814
	100.0%	2.3%	15.4%	25.2%	57.2%
男性	1,529	36	234	397	862
	100.0%	2.4%	15.3%	26.0%	56.4%
女性	1,638	36	252	401	949
	100.0%	2.2%	15.4%	24.5%	57.9%
その他	5	-	1	1	3
	100.0%	-	20.0%	20.0%	60.0%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

(6) 子ども期に体罰等をうけた経験と体罰等の容認意識

若者の子ども期の被体罰経験と体罰等の容認意識をクロス集計した結果が表 25 である。体罰等を「日常的にうけていた」と答えたものは、体罰等を「積極的に使用する」と答えたものが 18.1%と最も多く、体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたものは、「使用するべきでない」と答えたものが 66.3%と最も多かった。体罰を「状況により使用する」ものは、体罰等を「時々うけたもの」が 30.4%と最も多かった、「それしか方法が無い場合のみ使用する」と答えたものは「1、2回うけた」ものが 42.6%と最も多かった。いずれも全体の 10 ポイント以上高い結果であった。

子ども期の養育者からの被体罰経験が成長したのちに、体罰等の容認意識をもつことに

関係することがうかがわれる結果であった。また、子ども期に養育者から体罰等を「一度も
うけたことがない」と答えたもののうち、25.3%が「それしか方法がない場合のみ使用する」
と体罰を容認していることも、注目すべき結果といえる。

表 25 子ども期の被体罰等の経験と体罰容認意識

	全 体	積 極 的 に 使 用 す る	る 状 況 に よ り 使 用 す	る い そ 場 合 し の か 方 法 使 用 が す な	使 用 す べ き で な い
全体	3,172	28	446	995	1,703
	100.0%	0.9%	14.1%	31.4%	53.7%
日常的にうけていた	72	13	11	18	30
	100.0%	18.1%	15.3%	25.0%	41.7%
時々うけていた	487	6	148	178	155
	100.0%	1.2%	30.4%	36.6%	31.8%
1、2回うけことがある	799	5	139	340	315
	100.0%	0.6%	17.4%	42.6%	39.4%
一度もうけたことがない	1814	4	148	459	1,203
	100.0%	0.2%	8.2%	25.3%	66.3%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

(7) 体罰等の経験と子ども期の貧困感、愛情感、安全感について

① 体罰等をうけた経験と子ども期の貧困感

子ども期の被体罰経験と子ども期の貧困感をクロス集計した結果(表 26)、「とても貧しかった」と答えたものが「日常的に体罰をうけていた」と答えたものの割合が 10.6%と最も高かった。「とても裕福だった」と答えたものは、「体罰等を一度もうけたことがない」と答えたものの割合が 67.2%と最も高かった。

しかし、裕福感と体罰経験の関係があるとは単純には言えず、「とても裕福であった」と答えたものも、その 4.2%が日常的に体罰等をうけており、あらゆる暮らしぶりでも家庭において親・養育者から子どもへの体罰等が生じていることがわかる。

表 26 体罰経験と子ども期の貧困感

	全 体	た 日 常的 にう けて い	時 々 う け て い た	が 1 あ る 2 回 う け こ と	が 一 度 も う け た こ と
全体	3,172	72	487	799	1814
	100.0%	2.3%	15.4%	25.2%	57.2%
とても裕福であった	287	12	29	53	193
	100.0%	4.2%	10.1%	18.5%	67.2%
やや裕福であった	1934	23	276	491	1144
	100.0%	1.2%	14.3%	25.4%	59.2%
やや貧しかった	866	28	165	240	433
	100.0%	3.2%	19.1%	27.7%	50.0%
とても貧しかった	85	9	17	15	44
	100.0%	10.6%	20.0%	17.6%	51.8%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

②体罰等をうけた経験と愛情感

子ども期の被体罰経験と子ども期の愛情感をクロス集計すると(表 27)、体罰等を「日常的にうけていた」と答えたものは、家庭での愛情感を「まったく感じない」と答えたもの 27.8%と最も多く、「一度もうけたことがない」と答えたものは愛情感を「とても感じる」が 66.6%と最多であった。

注目すべき結果として、体罰等を「日常的にうけていた」と答えたもので、子ども期の生活に愛情感を「とても感じる」、「やや感じる」と答えたものの合計が 54.1%であったことである。養育者から体罰等をうけることが不適切な行為ととらえられず、子ども期には体罰は愛情感によるものだと思った学習をしていることがうかがわれる。

表 27 子ども期の被体罰経験と生活の愛情感

	全 体	と て も 感 じ る	や や 感 じ る	あ ま り 感 じ な い	ま っ た く 感 じ な い
全体	3,172	1,754	1,046	292	80
	100.0%	55.3%	33.0%	9.2%	2.5%
日常的にうけていた	72	16	23	13	20
	100.0%	22.2%	31.9%	18.1%	27.8%
時々うけていた	487	159	217	95	16
	100.0%	32.6%	44.6%	19.5%	3.3%
1、2回うけことがある	799	371	335	83	10
	100.0%	46.4%	41.9%	10.4%	1.3%
一度もうけたことがない	1,814	1,208	471	101	34
	100.0%	66.6%	26.0%	5.6%	1.9%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

③体罰等をうけた経験と子ども期の安全感

子ども期の被体罰経験と子ども期の安全感をクロス集計すると（表 28）、体罰等を日常的にうけていたものは、家庭での愛情感を「あまり感じない」31.9%、「まったく感じない」26.4%と突出して多く、養育者からの体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたものは愛情感を「とても感じる」が68.7%と最も多かった。

子ども期に体罰等の経験がないことにより安全感が高まることがうかがえる結果であった。

表 28 子ども期の体罰経験と生活の安全感

	全 体	と と も 感 じ る	や や 感 じ る	あ ま り 感 じ な い	ま っ た く 感 じ な い
全体	3,172	1,871	994	227	80
	100.0%	59.0%	31.3%	7.2%	2.5%
日常的にうけていた	72	21	9	23	19
	100.0%	29.2%	12.5%	31.9%	26.4%
時々うけていた	487	177	204	84	22
	100.0%	36.3%	41.9%	17.2%	4.5%
1、2回うけことがある	799	426	313	56	4
	100.0%	53.3%	39.2%	7.0%	0.5%
一度もうけたことがない	1,814	1,247	468	64	35
	100.0%	68.7%	25.8%	3.5%	1.9%

上段は人数(人)、下段は割合(%)

3. 相談する意識と実態を中心とした調査結果

—子どもは相談しているのか？誰に相談するのか？

(1) 回答者の属性

調査2と同様の回答者である。調査1の回答者の中から、養育者からの被体罰等の経験に偏りがでないように、被体罰等の経験者と未経験者、性別、学生かどうか、子育てにおける体罰等の使用を肯定するものと否定するものがほぼ半数となり、年齢構成、居住地域にも偏りがないように2,035人を抽出した。

(2) 子どもは家庭における体罰等について相談しているか

若者対象の調査では、子ども期に養育者から体罰等をうけた際、「誰にも相談しなかった」、が41, 5~78, 1%と最も多かった（表 29）。その傾向をより鮮明に認識できるように、あえて図1を作成してみたが、いかに「誰にも相談しなかった」か、その現状が浮き彫りにされているといえる。

その特徴を見ると、身体的暴力、怒鳴られる、暴言などの行為、無視する馬鹿にされる行為が「誰にも相談しなかった」と答えたものが70.4%~78.1%と多く、性的暴力のみ誰

にも相談しなかったものが41.5%であり周囲に相談していたものが多い結果であった。

表 29 体罰等をうけた際の相談先

Q. あなたは養育者から以下の行為をうけた時に誰に相談しましたか。(複数回答可)

体罰等の形態	親・他の家族	兄弟姉妹	友人	教師	相談機関 (児童相談所、チャイルドラインなど)	居場所関係 (児童館、プレイパークなど)	その他	誰にも相談しなかった	全体
身体的暴力	195	83	80	41	21	1	3	1,223	1,566
	12.5%	5.3%	5.1%	2.6%	1.3%	0.1%	0.2%	78.1%	100.0%
無視される、馬鹿にされる	97	46	58	24	15	2	4	476	676
	14.3%	6.8%	8.6%	3.6%	2.2%	0.3%	0.6%	70.4%	100%
怒鳴られる、暴言・脅される行為	156	71	81	43	23	6	3	917	1,222
	12.8%	5.8%	6.6%	3.5%	1.9%	0.5%	0.2%	75.0%	100%
何日も連続して身の回りのことをしてもらえない	36	27	20	10	8	1	1	145	234
	15.4%	11.5%	8.5%	4.3%	3.4%	0.4%	0.4%	62.0%	100%
性的暴力、性的に嫌なこと	23	21	10	8	5	1	-	44	106
	21.7%	19.8%	9.4%	7.5%	4.7%	0.9%	-	41.5%	100%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

(3) 子どもは、家庭における体罰等を誰に相談しているのか

子ども期に親・養育者から体罰等をうけた際に周囲に相談した先を見ると、「親・他の家族」が12.5%~15.4%、「兄弟姉妹」が5.3%~19.8%と割合が高かった。親・養育者からの体罰等をうけた際の相談先もまた家族であるという特徴が見える(表29、図1)

家族以外の相談先を見ると「友人」が5.1%~9.4%と割合が高く、「教師」へ相談したものは2.6%~7.5%、児童相談所などの相談機関には1.3%~4.7%、子どもの居場所事業には0.1%~0.9%と「友人」よりも低い結果であった。

これらの結果は、親・養育者から体罰等をうけても家族以外の第三者的存在が子どもの相談先となっていない状況が確認できる。

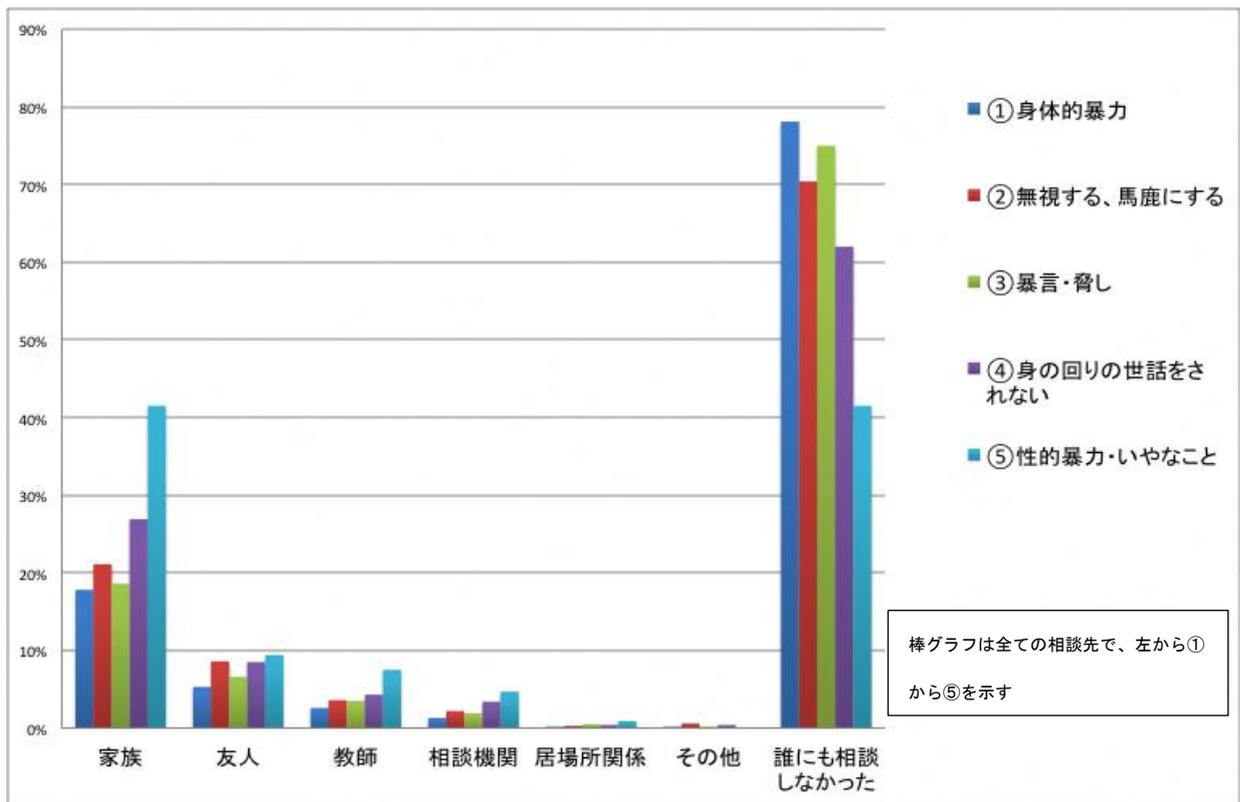


図 1 体罰等をうけた際の相談先

(4) 相談することによる安全感、相談しないことによる安全感—相談のリスクの問題

表 30 のとおり、子ども期に、体罰等をうけた際に相談することと子ども期の安全感の関係を見るためにクロス集計を行なった。子ども期に親・養育者からの体罰等を相談したものは、すべての体罰等の形態において、安全感を「とても感じる」「やや感じる」と答えたものの合計が 70%~80%以上あり、安全感を「あまり感じない」「まったく感じない」と答えたものの合計をはるかに上まわっていた。

その意味では、相談することにより安全感が高まるとみることができるが、問題は、「誰にも相談しなかった」場合である。表 30 では、「身体的暴力」および「怒鳴る、暴言」などの項目において、相談しないことが相談した場合より、安全感を「とても感じる」、「やや感じる」比率が高く、90%近くにのぼっている。子ども・若者側の立場からみれば、養育する側の体罰等について相談することは、それ自体がリスクを伴う行動であるという意識が子ども側に強いためとみられる。相談することが安心、安全とストレートには結びつかない現状がうかがえる。

なお、その他の特徴として、性的暴力は相談したものが誰にも相談しなかったものよりも安全感を「とても感じる」と「やや感じる」と答えたものの合計が 19.9 ポイント高い結果であった。子どもが体罰等の不適切な養育行為をうけた際に、相談できることにより子どもの安全感が高める可能性がうかがえる結果と言える。

表 30 体罰等を相談することによる安全感

		全	と	や	あ	ま
		体	と	や	あ	ま
	全体	2,035 100.0%	1,150 56.5%	673 33.1%	151 7.4%	61 3.0%
身体的暴力	相談した	343 100.0%	169 49.3%	120 35.0%	38 11.1%	16 4.7%
	誰にも相談しなかった	1,223 100.0%	686 56.1%	411 33.6%	94 7.7%	32 2.6%
心理的暴力(無視する、馬鹿にするなど)	相談した	200 100.0%	79 39.5%	83 41.5%	24 12.0%	14 7.0%
	誰にも相談しなかった	476 100.0%	188 39.5%	192 40.3%	69 14.5%	27 5.7%
怒鳴る、暴言、脅し	相談した	305 100.0%	137 44.9%	113 37.0%	38 12.5%	17 5.6%
	誰にも相談しなかった	917 100.0%	476 51.9%	334 36.4%	80 8.7%	27 2.9%
ネグレクト(身の回りの世話をされないなど)	相談した	89 100.0%	37 41.6%	30 33.7%	14 15.7%	8 9.0%
	誰にも相談しなかった	145 100.0%	43 29.7%	53 36.6%	33 22.8%	16 11.0%
性的暴力、性的に嫌なこと	相談した	62 100.0%	27 43.5%	22 35.5%	9 14.5%	4 6.5%
	誰にも相談しなかった	44 100.0%	11 25.0%	15 34.1%	11 25.0%	7 15.9%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

Ⅲ. 子ども・若者側からみた体罰等の問題 -調査から見てきたもの

1. 養育する側（おとな）に比べて、養育される側（子ども・若者）の方が、体罰否定意識が強い

若者対象の調査では、図2のとおり、養育される側（子ども・若者）は53.7%が子育てで体罰等を使用することへ否定的であり、前掲セイブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査の通り、養育する側（おとな）は43.3%が体罰の使用へ否定的であった（図3）。この図2と図3の比較によって、養育される側（子ども）は養育する側（おとな）よりも、子育てにおける体罰使用に否定的な現状が浮き彫りにされているといえる。

では、子ども・若者は体罰等の使用に否定的な意識があるのに、養育者側のおとなになると、なぜ体罰容認意識を持つものが増加するのか。子どもへの体罰防止を進展させていくためには、子ども・若者の体罰を否定する意識を高めるとともに体罰肯定意識に転換させないための取組みが求められている。

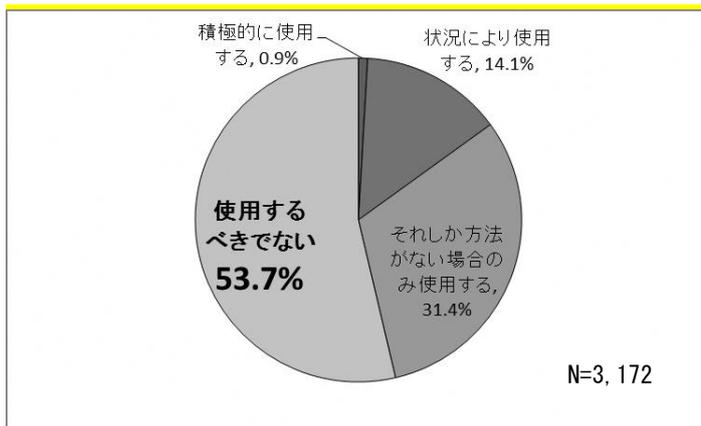


図2 養育される側（子ども・若者）の子育てにおける体罰等の使用の意識

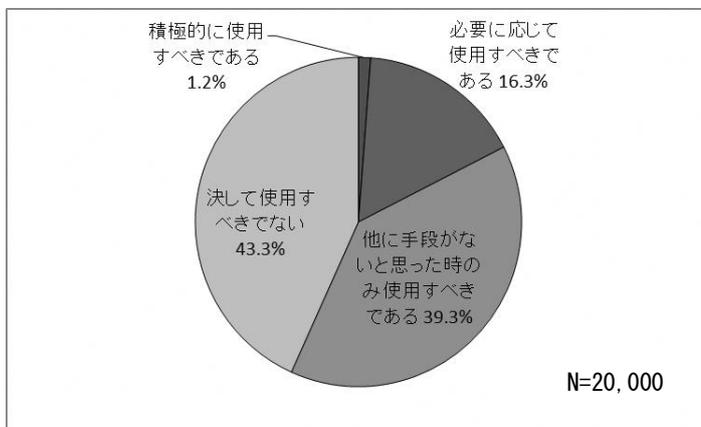


図3 養育する側（おとな）の体罰等の使用に関する意識

（セイブ・ザ・チルドレン・ジャパン（2018）より）

2. 子ども・若者への体罰否定意識をさらに高めるために

前章「Ⅱ. 調査結果とその特徴」で数値と特徴を報告したように、子ども期に親・養育者から「小突かれる、お尻を叩かれる」などのソフトな身体的暴力、「ゲンコツや蹴られる」などのハードな身体的暴力、「怒鳴られる、脅される」という精神的暴力を60%以上の若者が経験している実態が明らかになった。若者が子ども期に体罰等をうけた際の感情は、親・養育者に恐怖感、怒り、理不尽感などの否定的感情をもったと半数以上が答えており、特に「無視される、にらまれる、馬鹿にされる」という形態の精神的暴力には最多の82.0%が否定的な感情を持っていた(表9, 表31)。この結果から、子どもは身体的暴力より人格無視、プライドを傷つけられる形態の体罰への否定的な感情が非常に強いことが明らかになった。これは、人間として扱われていないこと、すなわち人権侵害への否定的感情といえよう。

今後、養育される側(子ども・若者)の体罰否定意識を高めていくために、子どもは人格を否定される精神的暴力に深く傷つき、強い否定的感情を持ったという本調査の結果をもって、身体的暴力だけでなく精神的暴力も体罰であり養育者の不適切な行為であることを問題視し、養育される側(子ども・若者)に知らしめていく必要があるだろう。

また、体罰等の形態にかかわらず子どもの多くが否定的感情を持つという結果を、親・養育者と子どもとの関係性の構築への影響という視点で分析すると、子どもへの体罰等の使用は、養育する側に「しつけ」「愛情」などいかなる目的があっても否定的感情を産み、子どもと親・養育者の関係構築に悪影響をきたす可能性が高いことが見えてくる。

厚生労働省は、「児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」(2016年5月2日、参議院厚生労働委員会)による指摘を踏まえて「子どものしつけには体罰が必要」という誤った認識・風潮を社会から一掃することを目的として、体罰によらない育児を推進するための啓発資料「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」[厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課, 2017]²を作成し、その中で体罰・暴言が脳の発達にあたる影響などを紹介して養育における体罰の危険性を警鐘している。このような啓発資料の活用に加えて、今回の調査から得られた、「家庭における体罰等の使用は、子ども期に親・養育者との良好な関係づくりを妨げる可能性がある」という結果を養育する側に伝えていくことも、子どもへの体罰等の否定意識を高めるために必要なことであろう。

² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課。(2017). 子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦.

表 31 子ども期にうけた体罰等の形態とうけた際の感情

	経験者	肯定的な感情をもった	否定的な感情をもった
げんこつ、殴られる、蹴られる	60.8%	32.4%	67.6%
小突かれる、頭・おしりを軽く叩かれる	62.7%	44.0%	56.0%
長時間正座させられる、部屋に閉じ込められる	30.5%	32.9%	67.1%
怒鳴られる、脅される、暴言をうける	60.0%	30.5%	69.5%
相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる	33.2%	18.0%	82.0%
何日も連続して身の回りのことをしてもらえない	11.5%	32.5%	67.5%
性的に嫌なこと、性的暴力	5.2%	35.8%	64.2%

n=2,035

3. 養育される側（子ども・若者）の体罰容認意識を転換させるために

若者対象の調査では、「養育される」側の子どもはおとなより体罰否定意識が高い傾向があるが、それでも若者にも子ども期の家庭の体罰容認意識を持つものが 46.3%あり、そこが問題である。若者の体罰容認意識の特徴を見ると、積極的な体罰容認意識はわずか 0.9%であり、「それしか方法がない場合使用する」という消極的な体罰容認意識が 31.4%で主流であることがわかる（表 23）。

また、子ども期に体罰等を「一度もうけたことがない」と答えたもののうち、実際に体罰等をうけていた経験を確認したところ（表 8）、怒鳴られる・脅される行為、小突かれるなどのソフトな身体的暴力を「時々うけていた」と答えた者が上位であった。この結果は若者が子ども期にうけた、怒鳴る・脅すなどの行為やソフトな身体的暴力は、実際に経験したのに、体罰をうけたという認識がないことを示している。他にも、若者が許されないと考えるしつけの形態（表 10）では、ソフトな身体的暴力や怒鳴る脅す行為は「許されない」と答えたものの割合が他の形態を 10～20 ポイント下回っていたことも、これらの行為が若者に容認されやすいことを示している。

これらの結果から、養育される側（子ども・若者）の体罰容認意識は、消極的な体罰容認意識であり、ソフトな身体的暴力や怒鳴る・脅す形態の体罰を容認しやすい傾向が見えてくる。

なぜ、ソフトな身体的暴力や怒鳴・脅すなどの形態の体罰は体罰と認識されにくく若者に容認されやすいのか。

その理由として、誰もがこの行為は体罰等であると正しく認識できるほど日本社会における体罰等の定義が普及していないことが考えられる。しかし、それ以上におとなが子ども（子どもが子ども）を怒鳴る・脅す行為やソフトな身体的暴力は、保育・教育現場やクラブ活動、習い事など家庭外のあらゆる環境で蔓延しており、子どもたちはその行為によって問題を解決する、他者をコントロールすることを学習しているため、怒鳴る・暴言などの行為、ソフトな身体的暴力を体罰等と認識する感覚が麻痺しているのではないだろうか。家庭で「一度も体罰をうけたことがない」と答えたものが、子育てにおいて体罰等を 33.7%が容認すると

いう結果も、家庭外の環境で暴力や体罰等によって問題解決するという誤った学習をしてきたことを示していると考える。

子どもが問題解決主体として体罰等の問題に取り組むには、自らがうけた体罰を不適切な養育行為であり子どもの権利侵害であることを子ども自身が正しく認識し、体罰の容認意識を否定意識に転換していくことが不可欠である。そのために子どもへの権利教育といった取り組みが求められているといえる。

4. 幼児期、障がいなどの理由から「やむを得ない」という体罰容認意識の問題

—その克服のために

養育される側（子ども・若者）も養育する側（おとな）も共通して、「言い聞かせてもわからない」「それしか方法がない場合」のみ体罰等の使用を容認する、こうした「体罰はやむを得ない意識」を持つものが約30～40%いる（図2、図3）。この意識は、体罰容認意識の多数派であり強固な「岩盤」のように存在する体罰容認意識であることは疑いない。今後、子どもへの体罰禁止の取り組みを進めていくためには、この「言い聞かせてもわからない」「やむを得ない体罰」意識を克服していかねばならない。

近年、国内外で子どもへの暴力によらない子どもの尊厳にそった養育法・しつけ法が開発されている。また、親・養育者から虐待をうけるリスクが高い発達障がいや問題行動をもつ子どもたちの養育や家族支援としてペアレントトレーニングやペアレントプログラムが実践されている。「幼児は、おとなとの約束を守る」と主張し、世界的にも注目を浴びた内藤寿七郎（元・日本小児科医会会長）は、体罰を用いなくとも、おとなが子どもを信頼し、優しく信頼感を込めて話しかけると子どもはそれを理解し、記憶し自分の意思で約束を守ることを提唱してきた [内藤 1990, 1993]³。

このような子どもの権利に沿った暴力によらないしつけや養育法を具体的に紹介し、親・養育者が子育てで実践できるようにトレーニングする機会を保障していくことが「体罰はやむを得ない」という意識を転換するために必要と考える。加えて、世界初の体罰全面禁止法の整備と体罰の不適切さに関する継続した意識啓発キャンペーンにより、親・養育者のみならず社会全体の体罰容認意識が転換し体罰使用率も大きく減少したスウェーデンなどの事例を紹介していくことが、親・養育者、社会の「体罰はやむを得ない」という意識を転換させるために求められているのではないだろうか。

5. 子ども・若者の体罰否定意識の高さと「相談しない」現状との落差をどう埋めるか

(1) 子どもが相談しない理由と背景

調査結果から、養育される側（若者）は体罰等へ否定的な感情を持つのに、どの形態の体罰等でも「誰にも相談しなかった」が41.5%～78.1%突出して多いことが明らかになった（表29、図1）。また、相談した場合の相談先は、他の家族が、兄弟姉妹、友人が上位

³ 内藤寿七郎. (1990). 「2歳叱らないでもしつけができる」, 同文書院.

内藤寿七郎. (1993年3月10日). 信頼し真剣に語りかければ幼児は約束を守ってくれる. 朝日新聞, P: 2

であった。一方、相談先として割合が低かったのは、教師が 2.6%～7.5%、児童相談所などの相談機関 1.3%～4.7%、子どもの居場所事業 0.1%～0.9%であった。

なぜ、子どもは体罰等へ否定的感情があるのに相談しないのか。

その理由として、単純に相談先や相談方法が不明であるからとは言い切れない。むしろ、子どもが周囲に相談しないのは、表 30 にも示されていたように、子どもは、養育者からの体罰等の問題を誰にも相談しないことで安全感が得られる、と感じることが多いからである。千葉県野田市の 10 歳児虐待死事件で露呈されたように、子どもにとっては、勇気を出して教師に SOS を発してもその守秘義務が果たされないのではないかという不安感も大きい。

そこでは、改めて、子どもが安全感、安心感を感じられるように、安全、安心して相談できる条件、環境の解明を急ぐ必要がある。また、子ども・若者側の立場からは、確かに体罰等による権利侵害に伴う苦痛はあるが、相談して児童相談所などが介入し、一時保護により親から切り離されることはもっと辛いと感じるのではないか。

このように、子ども・若者側からみれば、相談することで子どもが本来求めている問題解決とかけ離れて、事態が悪化することへの不安感が大きいように思われる。また、周囲に SOS や相談をしても問題が解決しないというあきらめ感もあるようである。

あきらめ感とかかわっては、教師に相談したものが 7.5%未満であった結果は興味深い。なぜ、教師が相談相手に選ばれないか。本調査は養育される側の体罰の実態・意識調査であるため、ここでこの命題を詳細に分析するには限界がある。試論的になるが、玉井邦夫 [2005]⁴は、現職教員調査の中で、教師が子ども虐待の通告を躊躇する理由として虐待通告による保護者、家庭との関係悪化を避けたい、という意識が働いていると報告している。さらにいえば、2017 年現在、年間 5,000 人前後の公立学校の教師が精神疾患で病気休職している現状 [文部科学省, 2019]⁵がある。昨今の教師の多忙な業務の中で、家庭の虐待問題に踏み込む気力、体力が失われていることもあろう。またそのような教師の日常を見ている子どもたちは、教師に相談することをためらうこともありえよう。

以上分析してきたように、今後の課題として、子どもの悩み、SOS を相談救済へとつなげるために、インタビュー調査などを通して、子ども・若者が自ら解決主体として、安心して相談する権利を行使できるように、そのための支援システムのあり方を検討していくことが重要である。このように、子どもの安心して相談する権利を保障していくことは、子どもの安全な成長への権利、安全な養育への権利保障にとって不可欠であるといえる。

(2) 子どもが相談へ踏み出すための権利認識

親・養育者からの体罰へ否定的感情が強いにもかかわらず誰にも相談しない。その理

⁴ 玉井邦夫. (2005). 学校教職員と児童虐待の対応. 子どもの権利研究 7 号, 26-31.

⁵ 文部科学省. (2019 年 4 月 21 日). 平成 29 年度公立学校教職員の人事行政状況調査について. 文部科学省ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820.htm (2019 年 4 月 10 日閲覧)

由を整理すると、①相談先が不明または方法が不明瞭、②相談しても無駄というあきらめ感・無力感、③相談しても子どもが求める状態、希望する問題解決に至らないという不安感、④暴力的な諸行為を正しく体罰と認識できないなどの理由が考えられる。しかし、何よりも子どもが、⑤体罰の不当性や人権侵害性を理解し、憤り、助けを求めて良いのだという権利認識が不十分なのではないだろうか。

子どもが問題解決の主体として自発的に相談から問題解決へ踏み出すために、子ども自身がうけた体罰は権利侵害であり、問題解決に子どもの意見や希望が尊重されるべきだという権利意識を高める必要があり、そのために子どもへの暴力防止にとどまらない権利教育が求められていると考える。

(3) 子どもの「安心して相談する権利」を保障する支援システムを求めて

子どもが問題解決の主体として安全・安心して相談できる権利を保障されることは、子どもの安全な成長権の保障に不可欠である。体罰をうけた際の、相談先の上位を見ると（図1）、相談先は体罰等を加えた者と生活をともにする他の家族であり、子どもの安全な相談先とは言いがたい。また友人への相談も高い割合で見られたが、友人は体罰をうけた子どもの精神的な支えとなりうるが、相談先である友人もまた子ども世代である場合が多く、専門家を交えた多面的な家族支援が求められる相談先としては力不足と言わざるをえないだろう。

2019年3月成立した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」の第9条（通告しやすい環境づくり）、あるいは同年2月に公表された日本政府に対する第4・5回子どもの権利委員会総括所見パラ24(a)では、子どもが安心して相談できる環境整備の必要性が言及されている。また、前述したとおり、文部科学省も千葉県野田市児童虐待死事件で父親からの暴力被害の訴えを書いた学校のいじめアンケート用紙を父親に渡した問題などを問題視し、2019年3月19日文部科学大臣名で、子どもたちに「どんな事があっても、皆さんのことを最後まで守り通していきます」と呼びかけ、メッセージ「全国の児童生徒のみなさん 安心して相談してください」[文部科学省, 2019]⁶を発表するなど、子どもが安心して相談できる権利の保障への取組みが活性化している。

子どもの「安心して相談する権利」を保障するためには、相談先を増加するという量的な環境整備だけでは不十分で、むしろ質的な整備、「子ども固有の相談システム」の確立が必要と考える。子どもは、テーブルで向き合うような対面的相談は好まない。具体的には、これまでフリースペース、プレイパークなど子どもの居場所づくりの現場が開拓してきた「ながら相談」（遊びながら、食べながらの相談）や発見型相談（相談される側が権利侵害に気づく）が参考になろう。子どもの成長のニーズ、生活のニーズに応じた意思表示、SOS 発

⁶ 文部科学省. (2019年3月19日). 全国(ぜんこく)の児童(じどう)生徒(せいと)の皆(みな)さんへ ~安心(あんしん)して相談(そうだん)してください~. http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1414525.htm (2019年4月10日閲覧)

信のサポートや、そのための情報提供、子どもの望む問題解決法をともに考える姿勢やヒアリング技術など子どもの権利を基盤として子どもに寄り添うスタッフによるサポートが必要であると考えます。

そこに携わるおとな、ファシリテーターは、子どもの権利についての高い知見と人権感覚を持ち、問題解決の主体として子どもの最善の利益を追求する姿勢が求められるだろう。そのためには、個別救済だけでなく社会レベルでの子どもの権利侵害や子どもの権利の普及啓発に取り組む、第三者的子どもの権利擁護機関、相談救済機関の設置も求められている、といえる。

おわりに

本調査は、2018 年度において、公益財団法人日本生命財団より委託をうけて実施したものである。その準備は大学院で 2017 年秋よりプロジェクトを組んで始まっており（現在は現職を有する者が多い）、偶然ではあるが、公益社団法人セイブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査」が 7 月に実施され、2018 年 2 月には『調査結果報告書—子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して』が刊行されている時期と重なっていた。

わたしたちは、この調査の成果に学びつつ、親、養育者側からみた「しつけのための体罰容認意識」（約 6 割）の現状を踏まえつつ、あえて養育される側、「しつけのための体罰」をうける側の意識、すなわち子ども・若者側の体罰へのうけとめ方を調査することにした。その際に、養育者側の意識と比較検討するため可能な限り同様の調査手法を用いた。その意味では先行調査の努力があったからこそ本調査もなしえたものと、セイブ・ザ・チルドレン・ジャパンの方々に感謝したい。

なお、本調査では、「はじめに—子ども・若者側からみた体罰等の問題」でも述べたように、現に親子関係が継続している子どもたちに直接調査することは、子どもの心情からしてもきわめて困難であると判断した。それゆえ、子ども期に最も近い存在である 18 歳～25 歳の若者を対象として調査したのだが、はたして、その結果はストレートに「子どもたちの体罰認識」と重なるものであったのかどうか、その点でやや厳密さに欠けてしまった感は否めない。今後は、この調査をもとにして、さらに子どもへの直接的な調査手法がないかどうか、検討していきたいと考える。

参考資料

若者を対象とした子ども期の家庭の体罰等に関する実態・意識調査 質問事項

調査 1

- 問1 あなたが日常生活をすごしている性別を教えてください
- 問2 あなたの年齢を教えてください
- 問3 あなたは学生ですか
- 問4 あなたは、子ども時代（0歳～18歳）、主にどのような環境で育ちましたか
- 問5 あなたは子ども時代の暮らしぶりについてどのように感じていましたか
- 問6 あなたは子ども時代の家庭での暮らしぶりについてどのように感じますか
- （1）家庭での安全な成長について
- （2）家庭での愛情について
- 問7 あなたは家庭で養育者^{注1}から体罰等をうけたことがありますか
- 注1：養育者とは、親、親がわりの大人、同居している大人など
- 問8 あなたは一般論として子育てで体罰等を使用することをどう考えますか

調査 2

- 問1 あなたは子ども時代、養育者から、げんこつ、殴られる、蹴られるといった行為をされたことがありますか
- 問2 あなたは子ども時代、養育者からの『げんこつ、殴られる、蹴られるといった行為』をどのように感じましたか
- 問3 あなたは子ども時代、養育者から、小突かれる、頭やおしりを軽く叩かれるなどの行為をされたことがありますか
- 問4 あなたは子ども時代、養育者からの『小突かれる、頭やおしりを軽く叩かれるなどの行為』をどのように感じましたか
- 問5 あなたは子ども時代、養育者から、長時間正座させられる、部屋に閉じ込められるといった行為をされたことがありますか
- 問6 あなたは子ども時代、養育者からの『長時間正座させられる、部屋に閉じ込められるといった行為』をどのように感じましたか
- 問7 あなたは子ども時代、養育者から、怒鳴られる、脅される、暴言をうけるといった行為をされたことがありますか

- 問8 あなたは子ども時代、養育者からの『怒鳴られる、脅される、暴言をうけるといった行為』をどのように感じましたか
- 問9 あなたは子ども時代、養育者から、相手にされない、にらまれる、馬鹿にされるといった行為をされたことがありますか
- 問10 あなたは子ども時代、養育者からの『相手にされない、にらまれる、馬鹿にされるといった行為』をどのように感じましたか
- 問11 あなたは子ども時代、養育者から、何日も連続して身の回りのこと（食事の準備、洗濯や掃除、入浴など）をしてもらえないことがありましたか
- 問12 あなたは子ども時代、養育者からの『何日も連続して身の回りのこと（食事の準備、洗濯や掃除、入浴など）をしてもらえないこと』をどのように感じましたか
- 問13 あなたは子ども時代、養育者から、性的に嫌なこと、性的暴力といった行為をされたことがありますか
- 問14 あなたは子ども時代、養育者からの『性的に嫌なこと、性的暴力といった行為』をどのように感じましたか
- 問15 あなたは、"しつけ"のために子どもに以下の行為を行うことを許されない行為と思いますか
- 1.ゲンコツで殴る、蹴るなどの行為、2.軽くおしりを叩く、小突くなどの行為
 - 3.怒鳴る、大声で注意する 4.無視する、馬鹿にする 5.身の回りの世話をしない
- 問16 あなたは養育者から以下の行為をうけた時に誰に相談しましたか
- 問17 あなたは、将来の自分の子育てにおいて"しつけ"のために体罰等を使用することをどう考えますか
- 問18 子育てで体罰を使用することにご意見ありましたら、ご自由に記入してください

早稲田大学大学院 体罰調査プロジェクトチームの構成

- 代表 喜多 明人 早稲田大学大学院文学研究科教育学コース 教授
- 調査委員 中川 友生 (チームリーダー)
早稲田大学大学院文学研究科教育学コース博士後期課程在籍
現職：神戸市総合療育センター技術職員・理学療法士
- 高石 啓人 早稲田大学大学院文学研究科教育学コース博士後期課程修了
現職：早稲田大学・東洋大学非常勤講師
- 大塚 咲希 早稲田大学大学院文学研究科教育学コース修士課程修了
現職：中野区立第七中学校英語科教諭
- 森崎 杏菜 早稲田大学大学院文学研究科教育学コース修士課程修了
現職：川崎市こども未来局青少年支援室・子どもの権利担当
- 勝野 有美 現職：東京シューレスタッフ・埼玉医科大学非常勤講師
国立療養所多摩全生園付属看護学校非常勤講師

『若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査報告書
—子ども・若者側からみた体罰等の問題—』

2019年5月10日 発行

編集・発行（連絡先）：早稲田大学大学院・体罰調査プロジェクトチーム

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-24-1

早稲田大学文学学術院33号館16階 1610号室

喜多明人研究室 TEL・FAX03-5286-3595

メールアドレス：kita@waseda.jp